

# おうむっ子

重点目標「基礎的・基本的な学力の定着とコミュニケーション能力の育成」

学校教育目標

夢と希望をいだき

未来を築こう おうむっ子

- ◆思いやりのある子
- ◆ねばり強い子
- ◆元気いっぱいの子
- ◆進んで考える子

## 対立を煽るな、協働を生み出せ！とは

雄武町立雄武小学校長 佐々木 寿彦

6月14日（土）、小雨降る中、令和7年度雄武小学校運動会を開催いたしました。保護者の皆様には、1週間前の応援席取りの際も雨が降り、大変申し訳なく思います。しかし、辛抱強く、また、温かい応援をしていただき、本当にありがとうございました。あらためて感謝いたします。また、広報委員のお父さんお母さん方にも写真撮影のお手伝い、大変ありがとうございました。



さて、ある教育雑誌を読んでいて、ある文章に目が止まりました。それは、コロナ流行期に医療従事者と行政の両方の立場を経験した医師にインタビューをしたものでした。

『現場の意見が反映されません！？ …… 現場の「こうして欲しい」「こんなことをしたい」に対して行政が「できない」と言っている理由の中には、「法的に認められていない」（医療法や医師法、感染症法などがある）ことも多いのです。医療の専門家として行政に提案をするのであれば、少なくとも関連する法律には目を通し理解しておく必要があります。……残念なのは「法的に認められていない」と回答している行政職員を批判し続ける現場の方がいることです。現場の意見が反映されないのは、その職員個人や部局のせいではありません。また、その法律があるのは民主主義と政治の問題であり、法律が存在すること自体は行政の責任ではないからです。「法的に認められていない」と言われたときは、行政職員と一緒に「では、法で認められる範囲で可能なことはないか？」と知恵をしばることが大切です。これは行政職員側にも努力が求められるところです。』（月刊教職研修 教育開発研究所）

様々なところで対立関係の構図が発生します。多くは互いの視点でのみ主張し、意見がかみ合わないことから結論にたどり着けず、仕舞には相手の批判をするようになる。子供の世界や公の場でない場合は、無視やいじめに発展する場合があります。一緒になって、きまりの範囲で、共通の目的を持って、どうすればいいかを話し合う、より良い関係を作りたいものですね。

次ページ以降に、『雄武町立雄武小学校 いじめ防止基本方針』（HPにも掲載）、今年度のアンケート結果を記載しております。

# 雄武町立雄武小学校 いじめ防止基本方針

## はじめに

「いじめは、どの学校でも、どこの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校児童が楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「雄武小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

### 雄武町立雄武小学校「いじめ防止のための基本的な姿勢」

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。
- 児童、教職員の人権意識を高めます。
- 校内に児童と児童、児童と教員をはじめとする温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめ問題について、保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

## 1 「いじめ」とは（いじめ防止対策推進法第2条を参照して）

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍しているなどの一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義にかかわらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確認し、対応に当たる。

## 2 いじめを未然に防止するために

### （1）児童に対して

- ①児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識を醸成する。
- ②わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ③道徳の時間や学級活動での指導を通して、思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命を大切にすることを育む。
- ④児童が「いじめは決して許されないこと」という認識を持つようさまざまな活動の中で指導する。
- ⑤見て見ないふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないこともあわせて指導する。
- ⑥児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ⑦児童が自己実現を図れるように、子供が生きる授業を日々行うことに努める。
- ⑧児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導を充実する。
- ⑨教員が「いじめは決して許さない」という姿勢を持っていることを、さまざまな活動を通して児童に示す。
- ⑩児童一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ⑪児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ⑫「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ⑬問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。

### （2）学校全体として

- ①全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ②いじめに関するアンケート調査やハイパーQ-Uテストをそれぞれ複数回実施し、その結果と児童の様子の変化などについて教職員全体で共有する。

- ③「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」についての本校教職員の理解と実践力を深める。
- ④校長が、「いじめ」に関する講話を全校朝会等で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気づいた時は、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ⑤「いじめ問題」に関する児童会としての取組を行う。
- ⑥いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

(3) 保護者・地域に対して

- ①児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ②「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校だより、授業参観日の授業、学校運営委員会等で伝えて、理解と協力を依頼する。

3 「いじめ」の早期発見・早期対応について

(1) 早期発見に向けて・・・「変化に気づく」

- ①児童の様子を、担任をはじめ多くの教員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ②様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声かけを行い、児童に安心感を持たせる。
- ③アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みなどの把握に努め、共に解決していくとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。
- ④ネット上の不適切な書き込みを早期発見できるよう、定期的にネットパトロールを行う。

(2) 相談ができる・・・「誰にでも」

- ①いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ②いじめられている児童や保護者からの訴えは親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- ③いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ④いじめに関する相談を受けた教員は、直ちに教頭に報告するとともに、職員朝会等を通して校内で情報を共有するようにする。

相談や通報の窓口～いじめ防止対策委員会

(校長・教頭・児童支援部・養護教諭・当該児童担任ほか)

(3) 早期の解決を・・・「傷口は小さいうちに」

- ①教員が気づいた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。

《いじめを訴えてきた児童への対応》

- ・どのような状況であるのかを、時間をかけて、丁寧に聞き取る。
- ・結論を誘導したりせず、本人の言葉がでるまでじっくり待つ。
- ・本人の要望（どうしたいのか、どうしてほしいのか）を十分に聞く。
- ・担任一人で、いじめかどうかの判断をしない。

《いじめたと訴えられた関係児童への対応》

- ・いじめと決めつけて話を聞くことがないようにする。
- ・事実を正確に把握する。
- ・それぞれの児童から個別に話を聞き、事実関係の突き合わせを行いながら全体像をつかむ。



《いじめ対策検討から臨時職員会議》

- ・事実関係から、いじめの実態について判断する。
- ・いじめの事実のあるなしに関わらず、訴えた児童を支援する対応策を考える。
- ・できる限り具体的な支援策や対応策を立て、担任一人に任せることなく、全教職員で対応できるよう詳細な役割分担を行う。(誰が、いつ、どこで、何をするのか)
- ・保護者への説明方法、説明内容等も具体的に検討する。(複数対応、電話では済ませない)

- ②事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ③いじめをしている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめることをやめさせる。
- ④いじめることが、どれだけ相手を傷つけ、苦しめているかに気づかせるような指導を行う。
- ⑤いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ⑥事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、共に連携しあっていくことを伝えていく。

(4) 情報の共有を・・・「課題の把握・協力体制の構築」

- ①雄教振「生徒指導委員会」での情報交流を通じた課題の共有、解決におけた具体的な取組を推進する。

## いじめアンケート調査結果

嫌な思いをしたことがある		22名
友人が嫌な思いをしているのを見たり、聞いたりしたことがある		34名
いじめはどんな理由があっても許されない	そう思わない	14名
	わからない	11名

今回の調査では22名の児童が「嫌な思い」をしたことがあると答えましたので、先述した対応を行っております。但し、明らかにいじめではないものについては、保護者への連絡を省略しておりますことをご了承ください。

これからも、「いじめ」に発展、「いじめ」が発生することがないように、教職員が子供一人一人と向き合い、また、連携・協働し、学校全体となって、健全な心とコミュニケーション能力の育成に取り組んでいきたいと思ひます。その時間を確保するためますます働き方改革を進めます。



7月の行事予定		
1	火	全校朝会 PTA 街頭指導
2	水	読み聞かせ 6年修学旅行
3	木	6年修学旅行
4	金	6年健康回復日
5	土	
6	日	
7	月	職員会議
8	火	
9	水	児童会 歯磨き教室(4~6年)
10	木	配本日 歯磨き教室(1~3年)
11	金	遠足 定時退勤日
12	土	
13	日	
14	月	研修日 清掃カット
15	火	芸術鑑賞(4~6年)
16	水	読み聞かせ クラブ
17	木	雄武神社祭
18	金	全校参観日
19	土	
20	日	
21	月	海の日
22	火	
23	水	
24	木	1学期終業式 大掃除
25	金	夏季休業~8/19 夏季オムイ塾
26	土	
27	日	
28	月	夏季オムイ塾
29	火	夏季オムイ塾
30	水	夏季オムイ塾
31	木	武雄市派遣~8/4(月)